

## 第6章 判定・援助業務

### 1. 各種診断と判定はどのように行うか

児童相談所に持ち込まれる問題の効果的解決を図るには、担当者の個人的な価値観や人生観、好悪を排除し、専門的な科学的知見に基づき問題の本質、性質を分析することにより、合理的・客観的見地から個々の事例について最善の援助を検討する必要がある。この過程が診断であり、診断には児童福祉司による社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の児童指導員や保育士による行動診断等がある。そして、これら各専門職がそれぞれの診断結果を持ち寄り、協議した上で総合的見地から児童相談所としての援助方針を立てるのが判定（総合診断）である。

#### (1) 社会診断

##### [1] 社会診断とは何か

社会診断は、判定の基礎となる診断であり、調査結果を踏まえ、問題の性質、子ども、保護者等の置かれている環境および問題と環境との関連を社会学、社会福祉学的知見に基づき把握、分析することにより、最善の援助のあり方について判断するもので、問題の様相、原因、援助に関する所見等が含まれる。

##### [2] 社会診断の内容

下記の項目について具体的に把握、分析し、診断に盛り込む。

##### ア. 主訴は何か

主訴を具体的に記述する。

##### イ. 主訴の背後にある本質的問題は何か

他の種別の相談であっても、虐待状況が認められる場合もある。特に、保護者からの相談において、「遅れがある」「強情で育てにくい」「言うことを聞かない」「金品の持ち出しがある」等、子どもの発達や、性格・行動上の問題を主訴とした事例において、これら子どもの問題を治したいとの焦りから虐待に至ってしまう場合もある。このような事例では、保護者自身に虐待しているという意識が無い場合があるので注意が必要である。また、事例によっては保護者による虐待の結果、子どもに性格上の問題や行動上の問題が現れている場合もある。いずれにしろ、主訴の背後に、むしろ援助目標を置くべき本質的問題が潜んでいることも少なくないので注意する。

なお、虐待が判明した場合、他のきょうだいも虐待を受けているおそれがあることにも留意する必要がある。

##### ウ. 虐待の内容、頻度、危険度

家庭裁判所への審判申立てや行政不服審査請求等の法的対応も視野に入れて、いつ誰が誰のどこをどのように叩き、その結果、どうなったのか、またその情報はいつ、誰から、どのように入手・聴取したのか等、具体的、客観的に記述する。そしてこれらの事実から子どもの心身の安全について、どの程度の危険度があるか、援助方針として緊急の分離が必要か在宅での援助が妥当かといった判断の材料となるよう、根拠を明らかにして記述する。

##### エ. 虐待が子どもに与えていると考えられる影響

虐待によって子どもがどのような影響を受けているのか、身体的・心理的影響を具体的に記述する。

オ. なぜ虐待するに至ったか

虐待発生メカニズムについて、保護者の生育歴、家族歴、性格、価値観、子どもの性格・行動、家庭や近隣との人間関係等、種々の要因との関係について社会・心理学的観点から分析を加える。

カ. 他の家族の虐待および虐待する保護者に対する認識、感情、態度

他の家族成員が虐待行為や虐待を加える保護者にどのような認識、感情、態度をとっているのかを記述する。このことは、虐待発生メカニズムを分析する上で必要となるばかりでなく、援助を検討する上でも重要な資料となる。

キ. 家族内外におけるキーパーソンの有無

虐待を行う保護者には援助を受ける動機づけに乏しく、拒否する者も多い。家族内外に介入に当たっての仲介役や緊急時の連絡を引き受けてもらうことができるキーパーソンがいれば、援助や介入が円滑に運びやすくなる。キーパーソンの氏名、連絡先等を具体的に明記する。

ク. 社会資源の活用の可能性

経済的に困窮している場合の生活保護適用、アルコールや薬物依存の場合における保健所保健師や精神保健福祉相談員による援助、保護者の育児負担軽減のための保育所入所やショートステイの活用、DVがある場合における配偶者暴力相談支援センター等による援助等、社会資源の活用が有用であると判断される場合、所管する機関との調整結果を含め当該資源の活用の可能性や制約等について明記する。

ケ. 援助方針（援助形態および援助方法の選択）

上記の情報や分析を踏まえながら、緊急保護の要否、親子分離の必要性の有無等について総合的な判断を加え、助言指導、継続指導、児童福祉司指導、施設入所（施設種別）、里親委託等の援助形態を選択するとともに、その援助形態を選択した根拠を必ず明記する。

面接指導を行うとした場合は援助目的や援助方法、施設入所措置を採るとした場合は、施設入所措置上の留意点や施設入所措置後の児童相談所としての援助方法等を具体的に明記し、援助指針に繋げるようにする。

また、施設入所した子どもの保護者への指導については、必要に応じ児童福祉法第27条第1項第3号の措置に併せ、同法第27条第1項第2号及び児童虐待防止法第11条に基づく措置を実施する。

コ. 援助方針に対する子ども、保護者の意向

援助方針に対する子ども、保護者の意向を具体的に明記する。

なお、子どもや家庭の状況は常に流動的であり、また児童相談所や関係機関の関与によっても変化するものであり、対応の経過に応じて社会診断を適宜繰り返して改める必要がある。

## (2) 心理診断

心理診断は虐待を受けた子どもたちが、その不適切な関わりによって、発達や心理にどのような影響を受けているか、心理学的見地から、現状評価と予後の予測を行い、援助の方針をたてる。

### [1] 心理診断の方法

虐待を受けてきた子どもたちは、虐待によって心身共に傷つけられてきたことに加え、児童相談所で何をされるのか、不安や緊張感を抱いている。また、一時保護などの形で、保護者や慣れ

た環境から分離されている場合は、多くの場合、虐待に加え、分離体験という大きな心理的ダメージを受けることになる。

子どもは人間関係の基本となるべき、養育者との愛情に基づく良い関係が築けず、虐待という問題の多い不適切な環境で育っているため、無力感や自己防衛、自責の念や大人への不信感が強い。そのため、自分の心の中を素直に表すことは困難である場合が多い。そこで、子どもに関わった時点から「あなたが悪いのではない」「児童相談所はあなたのことを大切に考えたい」ことを十分に伝え、時間や回数を重ねて、子どもが安心して心の中を表すことが出来るような信頼関係を作っていかなければならない。そのような関係を築き上げた上で、初めて子どもたちの診断が可能になる。

子どもたちが表出しにくい心の中を的確に把握するためには、面接だけではなく、行動観察や心理検査、関係者からの聴取等を行い、それぞれの結果を総合して心理診断を行う必要がある。したがって、いきなり虐待の事実を聞き出したり、即座に心理検査を行うことは却って子どもを脅かし心を閉ざすことになるので慎むべきである。

## [2] 心理診断の内容

### ア. 知的発達レベルとその内容

虐待を受けている子どものなかにしばしば、「扱いにくい子」と保護者から見られている子どもがいる。人の言うことが正確に理解できず、場面にふさわしい行動がとれない、落ち着きがなく多動、人への関心が乏しいなどで「扱いにくい子」であるために、虐待が生じている場合がある。このような場合、知的発達に遅れやアンバランスさがみられることが多い。また、発達上は遅れがないにもかかわらず、情緒面に問題があるために能力の発揮が十分でなく学業においても授業についていけず、知的障害が疑われている場合がある。

このような場合、保護者が子どもの発達の状況を知り、その対応方法を知ることによって不適切な関わりが緩和される場合もある。

また一方、発達の遅れやアンバランスが生来的なものではなく、虐待に起因する場合がある。したがって、行動観察や知能検査だけではなく、医師等との協力体制をとってそのメカニズムや状態像を明らかにすることが望ましい。

### イ. 情緒・行動面の特徴とその心的外傷体験の程度

虐待された子どもたちは素直に甘えが表現できず、情緒面でのコントロールが悪い。また、大人の気持ちを逆撫でするような言動もしばしばみられたり、保護者から「扱いにくい嫌な子だ」とみられて、更に虐待が繰り返されるという悪循環に陥っている場合がある。また、対人（友人）関係においては、ささいなことからトラブルになりがちで、対等な関係が築けず、支配か服従かの極端な関係に陥りやすい。

愛情を持って育てられていないため、自分自身に自信が持てない、周囲の人の注意や関心を得たいがどのような態度を取るべきか分からない、これらのことから来る不安定で不適切な行動のため周囲の人たちから理解されず、孤立しがちである。

また、心的外傷体験に起因する、不眠、食欲不振、頭痛、易疲労感等の身体症状の訴えがあったり、感情のコントロールができず、すぐに興奮したり、泣き易かったり、反対に無表情であったり、怯え、無気力、強い依存、強い緊張、乱暴な行動や、自信の欠如、集中力の欠如、対人的関心の欠如などの症状等が見られたりする。

これら、虐待を受けたことによる子どもの行動の特徴や心的外傷体験による傷の深さを把握することは、援助方針、治療方針を検討する上で重要なことである。

また、これらの把握には精神科の医師との連携が欠かせない。

## ウ. 親子関係・家族関係

どのように虐待を受けていても、多くの場合、子どもたちは親を悪くは言わない。むしろ、年少の場合は、親を慕う発言が多く聞かれる。年長の場合でも親の行動を正当なものとし、「自分が悪かったから」「自分のためを思ってくれている」といって親をかばう発言がみられる。それは自分が悪いからと思込まされてきたことの他に、自分が親を悪く言うことで、はかない親子の絆を断ち切ってしまうのではないかと恐れているからとも考えられる。また、心理検査や面接場面で、「父は自分を大事にしてくれる」「母は優しい」等という表現が見られることがあるが、これは現実の親子関係と言うよりも、子どもにとっての理想や願望であったりする。

この子どもにとって、親子関係はどのようなものであるのか、家族の中でこの子どもがどのような位置にあるのか、この子どもを支えているのは誰なのか、親子関係の修復のために親子それぞれがどのような援助を必要としているのか、子どもの表面に現れた発言だけにとらわれないで、きちんと押さえておくことが肝要である。

## エ. 集団生活（学校、保育所等）での適応状況

虐待を受けていた子どもにとって、家庭以外の場はどのような意味を持っていたのか。集団生活をどのように受けとめていたのか、自分にとってどのような意味を持っているのか、子どもからは面接や心理検査などを通して把握する。

家庭の外の、学校や保育所等の集団生活での行動状況については、担任や保育士などから聞き取る。

家庭で安心して養育されていない分、学校や保育所が安心できる生活の場になっているかといえば、必ずしもそうではないことが多い。集団に入っていけない、孤立している、周囲の友達に乱暴をしたり、意地悪をしたりする。器物を壊したり、周囲の人たちに迷惑をかけたたりする。先生や保育士を独占しようとしたり、人にやたらとベタベタしたり、あるいは避けようとしたりするなど、対人関係で適当な距離をおくことができなかつたりする。

また一方、学校では明るく振る舞って、そのような暗い影の部分の周囲の人に感じさせないでいる子どももいる。かなり無理をしていることも多く、一時保護所のような安全な場での生活に入ると、緊張が急激に解け、様々な不適応症状が出てきて、周囲を困惑させることもある。

## オ. 虐待者の病理性

虐待されている子どもだけではなく、虐待を行っている保護者についても状況を押さえておくことが必要である。虐待を行っている保護者は、自身が過去に虐待あるいは不適切な養育状況で育ってきた場合が少なくない。そうした過去の経験の影響により、精神的に不安定であったり、自信がないままに子育てをし、どうしてよいか分からないために、結果的に虐待をしてしまうという場合もある。

虐待を行っている保護者の精神状態や症状を医師との協力によって評価し、必要な支援や対応を見出すことは重要なことであるが、非常に難しいことである。

保護者に対しては

- ・どのような時虐待をするのか
- ・子どもについてどのように思っているのか
- ・子育てをどのように思っているのか
- ・自分の行っていることが子どもにどのように影響していると考えているのか
- ・親子関係、家族関係のなかでどのような立場か、葛藤があるのか、不安をもっているのか等

できればこのようなことも確かめたい。しかし、心理診断の段階で、保護者からこのようなことを聞き出すことは大変困難を伴うことであるので、児童福祉司と協力して、子どもの面接や、関係者からの聞き取りなどを通して、情報を集めておくことが必要である。

### (3) 行動診断

医学診断、心理診断に際しても行動観察はなされるが、一時保護所での行動観察は子どもの生活態度、行動、対人関係等の状況を、共に生活するなかで、あるいは子どもに関わりながら客観的、具体的に観察することができるので、援助方針をたてる上で重要である。

#### [1] 行動診断を行う上での留意点

行動診断の特徴は、日常生活場面に近い条件の下で、子どもに対し24時間の直接観察に基づくことにある。一時保護所の生活は集団生活であり、家庭生活とは異なるルールの下にあり、また対応する職員もほとんどの場合交代制に関わるため、一般の日常生活とはかなり異なるところもあるが、多くの場合、日常生活場面の言動がそのままの形で出現しやすい。

しかし、虐待を受けてきた子どもは、心身共に傷ついており、さらに慣れた生活の場からの分離体験により不安感や緊張感が大きいいため、保護をしてすぐに日常生活と同様の言動が現れることは稀である。

入所当初は、自分の行動を抑制して、自分のありのままを見せないことが多い。職員に対して迎合するような態度を見せたり、同情を誘うような振る舞いを見せたりする。初めのうちはこうした「良い子」を演じているが、やがて職員や周囲の子どもに対し、過剰な甘え・要求、支配強要、反発・拒否、暴言・暴力など不適切な対人関係を見せはじめる場合が少なくない。また、心的外傷体験による問題行動や、身体症状、精神症状が現れてくる場合、時間がある程度経ってからのことが多い。したがって、短期間の一時保護の中では、問題となる行動が現れにくいということがあるので、職員が受容的に関わりながら、子どもの行動を一面的にとらえることなく、また様々な変化を見逃さないような注意が必要である。

子どもの本来の姿を知るため、生活場面では、危険を伴うような行動や、極度に他の子どもたちに迷惑をかけたり、不快な思いをさせたりする行動以外は、あまり禁止したり、制約したりすることなく、日課やルールについても子どもの状況に応じて柔軟に指導するなど受容的な対応が望ましい。

子どもは安心して自分を表出しても大丈夫だということが分かって、次第に自分の内面を表せるようになるので、一時保護所が自分にとって安全で、安心できる場所と感じられるように、職員の対応も含めて環境を整えることが大切である。

#### [2] 診断のために行われる行動観察のポイント

子どもの言葉、行動についてはできるだけいねいに観察し記録する。言葉はそのまま具体的に記録し、どのような場面で、どのような表情で、その話がされたか、またどのような行動が現れたのかも記録しておく。

一時保護所では複数の職種の職員が関わることになるので、主担当の職員が中心になって、他の職員の観察結果についても十分に情報を得、多面的な観察がされることが望まれる。また、観察は生活場面だけではなく、必要に応じて個別の面接等も併せて行うことが望ましい。

子どもの状況について、児童福祉司、児童心理司や医師に対し情報を提供し、子どもへの対応を依頼したり、一時保護所での対応の仕方、観察の視点等について助言を得るなど、協力を求めることも必要である。

これらの観察の結果については観察会議で情報交換と検討を行い、行動診断の資料とする。

診断のために行われる行動観察のポイントは次のようになる。

なお、虐待が初期発達に影響を与えるため、幼児段階で獲得すべきことができていないことが多く、次の「ア. 幼児の場合」に例示したポイントの全てが、学齢児にも共通している。

#### ア. 幼児の場合

- ・食事：過食・過度の偏食の有無，食事の習慣やマナーの習得状況
- ・排泄：自立の度合い，予告の有無と方法，汚れても平気であるかどうか
- ・着脱衣：自立の度合い，介助あるいは点検すべき事柄
- ・睡眠：寝つきの良し悪し・睡眠の深さ等の睡眠の状態，寝ぼけ・夜泣き・夜驚等の有無
- ・午睡の習慣と睡眠の状態
- ・夜尿の有無，夜尿をした後の様子
- ・洗面，歯磨き等の習慣：習得の有無
- ・入浴：習慣の有無
- ・清潔：手洗い・うがいの習慣の有無，清潔への関心の有無
- ・意思疎通：発語の状況，基本的概念（挨拶，簡単な要求，自分の名前など）の表出方法，言語理解の状況，指示の理解度
- ・安全への意識：注意力，理解力の程度
- ・遊び：好きな遊び，遊び方，他の子どもと遊べるか
- ・対人関係：同年代の子どもとの関係，年長の子どもとの関係，大人との関係，自他の区別，人見知りの有無，大人に甘えられるか，萎縮していないか，他の子どもへの意地悪や乱暴の有無
- ・習癖：習癖の有無とその程度
- ・健康状態：栄養状態，アレルギーの有無，体質の特殊性等
- ・入所時，退所時の様子：家族との分離時の様子，保護所の生活への慣れの状態
- ・面会時の様子，面会後の様子：緊張の程度，喜ぶか否か，面会後の反応

#### イ. 学齢児の場合

- ・入所初期の様子：入所時の様子，緊張の度合い，生活への慣れ，他児との会話・交流
- ・起床：自ら起きるか，機嫌の良し悪し，身支度の様子
- ・就寝：身支度，寝付きの良し悪し，寂しがり，特異な行動（就眼前儀式，特定の物へのこだわり等），寝言・寝ぼけ・夜驚・夜尿等の有無
- ・食事：態度，姿勢，マナーの有無，食事の量，偏食の状態
- ・生活管理：身だしなみの状態，所持品の整理・整頓の状況，清潔への意識
- ・健康管理：自分の健康を自分で管理する自覚があるか
- ・自由時間：1人遊び，集団遊び，無気力，孤立，ごろ寝，おしゃべり，ウロウロ，騒ぐ，職員の手伝い等どのような状況で，どの様にして過ごすか
- ・集団行動への参加：呼びかけに対する反応，参加態度，勝手な行動の有無
- ・行事への参加：参加態度，興味の持ち方，リーダーシップ
- ・学習：学習進度，集中力の有無，自習能力
- ・作業：参加態度，手抜きの有無，集中力の有無
- ・指示に対する反応：素直に応じるか，拒否的か，空返事
- ・ルールの守り方：守れるか，ルールに対する自覚の有無
- ・褒められたときの様子：喜ぶ，照れる，得意になる，表情に出ない
- ・叱られたときの様子：すぐに従う，文句を言う，責任転嫁，相手により態度を変える，黙る，泣く，怯える，強い緊張，反抗，平然，不服

- ・面会時・面会後の様子：喜ぶ，嫌がる，拒否，表情に出ない，面会后不安定になる
- ・無断外出：実行計画があるか，誘われてどうしたか
- ・要求：はっきりといえるか，我慢しているか，すぐ諦めるか，しつこく要求するか，相手を見るか，あまり要求はない，勝手に満たす
- ・感情表現：喜怒哀楽の表情，すぐに怒る，泣く，大騒ぎする，表情を出さない
- ・対人関係：同年齢児・年下・年上・大人に対して態度がどのように異なるか，他児から好かれるか，嫌われるか，他児への関心の有無，マイペース，いじめ，いじめられ，除け者にされる，特定の子を選ぶ，誰とでも付き合える
- ・習癖：習癖の有無と内容，程度
- ・不適応行動：孤立，無気力，乱暴，など

#### (4) 医学診断

虐待の中でも死にいたる危険の高い乳幼児は自分の言葉で訴えることはなく，虐待かどうかの判断には医学的所見が非常に重要になる。心身の状態を医学的な面から詳細に捉えることで虐待の判断に寄与できることは大きい。しかし，虐待に関する医学的診断には高度の技術や検査が必要とされることが多く，児童相談所だけで診断が困難なときは，専門性の高い医療機関との連携が必要である。

##### [1] 母子健康手帳から把握しておくこと

医学的判断を行う上で母子健康手帳は非常に有用な情報源である。必ず，母子健康手帳を確認することが必要である。

##### ア. 成長曲線

虐待を疑っている子どもに関しては，成長曲線を付けることは必須である。母子健康手帳以外にも幼稚園・小学校・中学校等の学校や保育所などでの身体計測の結果がある時にはそれも必ず持参してもらう。体重や身長曲線の傾きの変化は虐待の重要な所見である。

##### イ. 妊娠期の状態

母子健康手帳の発行が遅れている，つまり妊娠届け出の遅れはリスク因子である。その後の妊婦健診の受診状況，妊娠中の母体と胎児の状況などを把握することができる。妊婦健診を適切に受けていないことは胎児に対するネグレクトにもあたる。リスクとしての把握が必要となる。

##### ウ. 周産期の状態

在胎週数，出生体重，周産期障害の有無，退院の時期などに関する情報を得る。そのことが育てにくさに繋がっていたり，出産早期の分離からの愛着の問題に影響していたりすることもあるので把握が必要である。

##### エ. 予防接種

理由なく予防接種を受けていないことはネグレクトでは良く見られることである。ネグレクトの判断だけではなく，今後のケアの上でも，予防接種状況を把握することは大切である。

##### オ. 乳幼児健康診査

ネグレクトでは乳幼児健康診査を受けていないことも多い。また，受けている場合には，その時の所見を照会することも出来る。

## カ. 発達のチェック

母子健康手帳には保護者が発達の状況を書き込む欄がある。子どもの発達の状況を判断する材料にするだけでなく、保護者の関心の状況を判断する材料にもなる。

### [2] 問診・観察

保護者、児童福祉司、児童委員、一時保護所職員など、子どもに関わっている人に問診を行う。問診で得なければならない情報は以下のとおりである。問診や観察はできるだけ保護者と子どもと別々に行うほうが良い。

〈保護者への問診で把握すること〉

- ・子どもの症状もしくは問題点
- ・経過
- ・外傷のある時にはその機序
- ・既往歴（外傷、脱水、入院、その他）
- ・妊娠、出生、その後の発達に関して
- ・発達障害の兆候の有無
- ・子どもの行動の問題の有無
- ・子どもの育てにくさ
- ・これまでのライフイベントに関して
- ・子どもの生活状況（睡眠、食事、リズム、その他）
- ・家族の状況
- ・家族歴（3世代にわたるジェノグラムと身体疾患・精神障害の既往）  
など

〈子どもの観察で把握すること〉

- ・障害の有無（歩行の困難など）
- ・発達の状況（運動、言語、認知、精神）
- ・過覚醒症状（過敏など）
- ・集中力・注意力
- ・こだわりの強さ
- ・柔軟さ
- ・他者とのかかわり方  
など

〈子どもへの問診で把握すること〉

- ・虐待に関して根堀葉堀きかない（誘導にならないオープンエンドの質問で簡単に把握）。概ねどのようなことがあったのかを把握する。
- ・家族に関して  
子どもが家族をどう捕らえているか、保護者の関わり、その他
- ・友達に関して
- ・保育所、幼稚園・小学校・中学校等に関して

### [3] 身体的診察

虐待が疑われるときには全身（頭の天辺からつま先まで）の詳細な診察が必須である。時に、虐待を受けた子どもは洋服を脱いで無抵抗な状態になることに非常に強い不安を持つことがある。特に、性的虐待では、性器のみならず、身体の診察をするだけでもトラウマの再現になるこ

とが多いので、子どもに分かるような説明を十分に行い、時間をかけて、十分に安心させながら診察をする必要がある。

ア. 身長・体重の測定

その時点での身長・体重を測定し、成長曲線に書き入れる。曲線の傾きが変わっていないか注意する。

イ. 全身の診察

意識状態、脱水、栄養障害、全体のバランス、小奇形などをチェックする。

ウ. 皮膚の診察

皮脂の状態、皮膚の清潔さ、傷・熱傷の有無（身体の中心部の傷、新旧の傷の混在、同じ形の複数の傷、頭皮の傷、などの注意）

エ. 口腔内の診察

口腔内の傷の有無、う歯の状態などの衛生状態

オ. 胸腹部の診察

胸腹部に出血がある時の圧痛、栄養障害による肝腫大などに注意する。

カ. 神経学的診察

頭部外傷後の神経的問題や発達遅滞の可能性を考慮して診察をする。

キ. 診察時の行動観察や会話の内容

おとなしく診察をさせない、痛みに年齢不相応な恐怖を示す、洋服を脱ぐことを極端に不安がったり抵抗する、診察時にぼーっと一点を見つめて解離する、などの所見は虐待の結果として起きてくることがある。洋服を脱ぐことへの抵抗は性的虐待でよく見られることである。また、皮膚の傷などに関して子どもに訊ねて、どのように説明するかも重要な所見である。

#### [4] 特別な診察

乳児の虐待疑い、3歳未満の身体的虐待では眼科的診察を行う。特に、顔面に外傷を認めるときや頭蓋内出血がある時には必ず眼科的診察を行わなければならない。その後でも頭部・顔面に暴力が振るわれた時、もしくはその危険性がある時には眼科的診察を行い、幼児以降では耳鼻科的診察も行う。また、性的虐待が疑われるときには婦人科的診察が必要となる。

ア. 眼科的診察

網膜出血、その他の出血、網膜はく離、水晶体脱臼、白内障などの外傷性眼障害の有無を調べる。

イ. 耳鼻科的診察

鼓膜破裂、耳小骨のずれによる難聴、鼻骨骨折、などの外傷による障害を調べる。

ウ. 婦人科的診察

妊娠の有無、性器の外傷、性器内の精液の存在の有無、その他の会陰部の外傷、性感染症のチェックなどの診察を行う。性器の所見は2週間ぐらいで認めなくなってしまうため、早期に診察することが必要である。トラウマの再現にならないように、出来るだけ同性の医師が、子どもに十分な説明をして、診察を行う。心を打ち明けた児童福祉司や一時保護所の職員などが付き添う方が安心できることもある。

#### [5] 医学的検査

虐待の可能性に伴い、必要な検査を行う。検査には、ア. 虐待の証明に必要な検査、イ. 子どもの治療に必要な検査、ウ. 鑑別のために必要な検査、がある。2つ以上の目的を持った検査もある。以下に述べる検査の中には比較的大きな病院でなければ困難な検査もある。児童相談所では、このような検査を依頼できる病院を確保しておく必要がある。

## ア. 虐待の証明に必要な検査

### (ア) 全身骨撮影

臨床的に骨折の所見がなくても、部位によっては新しい骨折があったり、陳旧骨折が存在することがあり、それは虐待の証明に非常に有用である。特に乳児期では激しく揺さぶられたり捻られたりすることで起きる四肢の長管骨の骨幹端骨折や、胸を強く締め付けることで起きる肋骨の後部や前側部の骨折は虐待に特異的であり、そのような骨折の存在は虐待の証明に役立つ。しかしながら、そのような骨折は小児放射線専門医でないと発見が困難であるため、全身骨撮影はできるだけ小児放射線科医のいる病院で行うか、そのような病院とコンサルトしながら行うことが望まれる。撮影の仕方から技術が必要なため、撮影前からのコンサルトが必要である。全身骨撮影の適用は以下のとおりである。

- ・すべての虐待が疑われる乳児
- ・3歳未満で身体的虐待が疑われるとき
- ・3歳以上では本人の訴えあるいは臨床的に所見が明らかな部位

### (イ) CT又はMRI

CT検査も全身骨撮影の適応に準じる。軽度の硬膜下出血や古い出血の跡、慢性硬膜下出血、古い虐待に特徴的な脳の断裂所見が発見されることがある。必要に応じてMRI撮影を行う。治療は安静だけでよいこともあるが、虐待の診断に有効である。保護者の説明との整合性をチェックすることが必要である。なお、乳児期の硬膜下出血やくも膜下出血が発見されたときには乳幼児ゆさぶられ症候群の可能性があるため、必ず眼底出血の有無を診察する。

### (ウ) その他の画像診断

腹腔内出血が疑われるときには腹部エコーや腹部のCTをとるなど、その他の画像診断は疑いがあるときに行う。

### (エ) 性感染症の検査・妊娠の検査

性的虐待を疑ったときには性感染症の検査は欠かせない。出生時の母子感染の可能性を鑑別することは必要であるが、思春期前での性感染症は性的虐待を強く示唆するし、治療も必要になる。また、年齢が高いときには妊娠の検査が必要になることもある。これらの検査は治療にも必要である。

### (オ) 毒物スクリーニング

代理ミュンヒハウゼン症候群 (Munchausen Syndrome by Proxy, MSBP) が疑われるときなど、何らかの薬物や毒物が使用された可能性があるときには毒物のスクリーニングが必要になる。トライエイジ (薬物同定簡易キット) など、外来で簡便に行えるスクリーニング法がある。

## イ. 治療に必要な検査

基本的に症状に伴う検査が必要となる。この検査は一般の臨床と同じに検査が行われる。虐待の場合によく行われることになる検査は以下のとおりである。

### (ア) 貧血, 脱水, 栄養状態に関する血液・尿検査

### (イ) 症状がある場合の画像診断 (骨折部位の骨撮影, 頭部CT・MRI, 腹部CT・MRIなど)

### (ウ) てんかん症状があるときの脳波検査

### (エ) その他, 症状に伴う検査

## ウ. 鑑別のために必要な検査

一見虐待に見えるが、実は何らかの病気であったという場合もある。そのための鑑別に必要な検査もある。それぞれの症状に応じて検査を行う。例としては以下のようなものがある。

#### (ア) 出血傾向の検査

頭蓋内出血などがあるときにはそれが出血傾向によるものではないことを鑑別しなければならぬ。

#### (イ) 代謝性疾患の検査

例えば、くる病で骨折しやすいなどの問題があるかどうかなど、代謝性疾患の検査が必要になることは多い。

#### (ウ) 感染症の検査

乳児の低体温などの場合、ネグレクトによるものか敗血症などの感染によるものかの判断が必要になることもある。

#### (エ) その他、症状に応じた鑑別に必要な検査

### [6] 問診及び診察結果の記録のとり方

問診及び診察結果は全て記録に残す。特に保護者や子どもとの会話はできるだけ質問内容も含めて逐語で残す。子どもの行動に関しても、気がついたことはもらさず記録する。身体的虐待と考えていた子どもが、診察への抵抗から性的虐待も明らかになることもある。身体的所見に関しては出来るだけ客観的な記録を残すため、カラーの写真撮影を行う。その際、かならず物差しを置いて撮影し、大きさが判別できるようにする。ただし、写真だけに頼らず、所見を記載することも忘れてはならない。

### [7] 精神医学的診察

子どもへの精神医学的診察を行う場合は、子どもの不安に配慮した診察が必要である。また、性的な虐待など、被害事実の確認が必要な時には、虐待内容を余り深く聞き過ぎない配慮も必要である。

虐待を受けた子どもに多くみられる愛着障害、解離性障害、行動障害、学習の問題などに注意しながら診察を行う。また、広汎性発達障害や注意欠陥多動性障害の鑑別が必要になることもある。ただし、それらの障害に虐待が合併して症状が悪化していることもあり、その点も意識しておく必要がある。

## 2. 判定はどのように行うか

### (1) 判定の意義

判定とは、事例の総合的理解を図るため、児童相談所専門職員が行う各種診断をもとに、それらの専門職員の協議によりその総合的見地から援助指針を作成し、具体的な援助方針をたてることである。

児童相談所の相談援助活動の原則は、チーム・アプローチと合議制による組織決定である。児童相談所の専門性は、各種専門職のチームによる活動により維持される。また、児童相談所の専門性は、各種専門職のそれぞれの専門性を尊重した合議により作成する総合診断（判定）および援助指針並びにそれに基づく援助が大きな特徴となっている。これにより、子どもとその環境の総合的理解が可能となり、また、担当者の先入観、価値観、対人関係の特徴等にとらわれた事例理解や援助活動を排除できると考えられているからである。

### (2) 判定の方法

判定は、通常、判定会議において検討される。援助指針の作成、具体的な援助方針の検討と併せて実施されることもある。通常、判定会議においては、原則として児童相談所長、各部門の

長、各担当者等が参加し、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断、その他の診断等を総合的に検討し、総合診断を行いこれに基づき援助指針案を検討する。

その際、子どもの特性のみならず、子どもの家族の特性、利用する社会資源の特性等を良く踏まえ、例えば施設入所を検討する際には、施設種別や具体的な対象となる施設の特性を考慮し、どの施設に入所することが「子どもの最善の利益」にかなうか、それぞれの専門職間で十分に意見を出し、協議することが重要である。

なお、高度に専門的な判断が必要な場合には、児童相談所外部の専門家の意見を積極的に求め、これを十分に踏まえて判定を行うこと。

### **(3) 判定の視点**

判定は、子どもの身体的、心理的、社会的特性と援助ニーズを十分考慮して行われることが必要である。また、子どもを含む家族、所属集団、関係する地域全体を視野に入れて行い、また、当事者の問題解決能力等についても考慮しなければならない。さらに、児童相談所の限界や援助を行う機関の権限・能力に関する判断も考慮されなければならない。

また、判定は、何より子どもとその家族の援助に活かされるものでなければならない。そのためには、子どもやその保護者の意向を踏まえたものでなければならない。また、具体的な援助を委託する機関・施設等に理解されるものでなければならない。

さらに、子どもの生活場面も視野に入れた社会関係のなかで生きてくるものでなければならない。

また、判定は、子どもの自立と自己実現を援助するものでなければならない。そのためには、子どものもつ良い面、積極的な面にも着目することが必要である。判定は、子どもとその家族を支援するための材料を豊富に含むものでなければならない。

### **(4) 再判定の必要性**

子どもは、発達する存在である。また、子どもを囲む環境も変化していく。このため、判定は、援助の経過のなかで随時修正・改定を繰り返していくべきものである。そのためには、例えば6カ月ごとに援助チームの協議により、援助方針の見直しとそのための再判定を行っていくことなどが必要である。

## **3. 援助指針はどのように作成するか**

### **(1) 援助指針の意義**

援助指針は、子どもおよびその家族に対する児童相談所の援助の理念、基本的視点の表現である。それはまた、文字どおり児童相談所の専門性の表現でもあり、かつ、児童相談所における援助チームの共通理解を構成するものである。具体的な援助を関係機関や施設等に委託する場合には、児童相談所と子ども、保護者、関係機関・施設とをつなぐ橋渡しの役割を果たすものとなる。チーム・アプローチと合議制による組織決定によって作成される援助指針は児童相談所の相談援助の核心をなすものであり、援助指針作成の重要性は、どれだけ強調してもし過ぎることはない。

### **(2) 援助指針の内容**

援助指針は、個々の子ども、保護者等に提供される援助設定の選択に関することと、選択された援助において実行される具体的援助に関することがらからなる。

## [1] 援助設定の選択

援助設定の選択に当たっては、子どもや保護者の援助ニーズと当事者の意向および具体的援助を行う者や社会資源の条件を考慮し、その子どもと保護者にもっとも適合する援助を選択するとともに、その理由を明確にしておくことが求められる。また、選択した援助に対する子どもの意向、保護者の意見を明記するとともに、第7章に述べる都道府県児童福祉審議会の意見を聴いた場合には、その意見も明記しておくことが求められる。

援助設定の選択に当たっては、特に、援助を行う機関等の状況に関する情報を収集し、慎重に判断することが必要である。例えば、児童福祉施設は、その歴史性や入所している子どもの多様性から各施設が特徴をもっているのが普通である。規模的にも大規模から小規模まであり、運営形態も小舎制、中舎制、大舎制等があり、また、入所している子どもについても高年齢児中心などの特徴があったり、立地条件、運営方針も多様である。例えば家族内性的虐待を受けた子どもの中には、家庭から離れた施設に入所させる方が「子どもの最善の利益」にかなう場合もある。また、低学年中心の施設に高校生をひとりだけ入所させるより、高校生が多く、また、治療的援助ができる施設の方が、遠くても適当な場合もあるだろう。援助の選択に当たっては、個々の子どもの最善の利益を常に念頭に置き、幅広い観点から選択を行っていくことが求められる。さらに、子どもにとって必要とされるすべての事項を実現する選択肢がない場合においては、次善の策の選択とそれによって生ずる課題を克服する方法についても検討しなければならない。

## [2] 具体的援助の指針

具体的援助の指針は、子どもやその保護者等が有するそれぞれの課題や援助ニーズについて家庭環境調整を含めた援助の目標、援助方法、その他留意事項を短期的、長期的に明確にするとともに、活用し得る社会資源や人的資源、制度等についても明らかにする。特に、関係機関や施設等と連携し、あるいは委託して援助を行う場合には、それぞれの機関・施設等の役割について明確にしておくことが必要である。

さらに、施設に対して援助の依頼を行う場合は、施設での子どもに対する援助の具体的方向性、配慮事項等を可能な限り具体的に作成することが望まれる。その際、一時保護所における行動観察所見や行動診断を活用することも必要である。具体的指針には問題点への対応だけでなく、子どもがもっている良い面を伸ばしていくという側面も配慮しなければならない。児童相談所の援助の根本理念は子どもの自立と自己実現の支援であり、子どもがもっている健康な部分、得意な部分に着目する姿勢を忘れてはならない。児童相談所はこの援助指針を足がかりとして、子どもや保護者の真のニーズを、関係機関や施設等へとつないでいくのである。

このため、児童福祉施設や里親に措置する場合、児童相談所は、事前に児童福祉施設や里親と可能な限り十分な事前協議を行った上で、援助指針を策定することが必要である。

## (3) 援助指針作成の方法

援助指針は、診断、判定プロセスを経て原則として援助方針会議を経て決定される。軽易な事例や緊急を要する事例等においては、児童福祉司や児童心理司が単独で判定を行い援助を開始することも許容されるが、その判断すなわち判定やその結果とられた援助や援助指針は、必ず援助方針会議等において確認されなければならない。援助方針会議の方法については効率的な運営を心がけることも必要とされる。

なお、援助指針の作成様式の標準については、「子ども自立支援計画ガイドライン」に提示されており別添6-1のとおりである。

また、保護者援助を主眼に据えたガイドラインである「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」（「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別添）において援助指針の着眼点や見直し時期、援助の基本ルールを定めているので参照されたい。

#### **(4) 援助指針の実行と見直し**

##### **[1] 援助指針の実行**

援助指針は、児童相談所が実施する援助内容にとどまらず、関係する機関（者）の援助内容を示したものである。例えば、施設入所する事例では、児童相談所と児童福祉施設の双方が理解していることは勿論、子どもの居住地の市町村（要保護児童対策地域協議会）においても、保護者への指導、帰宅外泊、家庭復帰後の対応などに関して積極的に関与する必要があるし、在宅指導を行う場合には、子どもの居住地の市町村（要保護児童対策地域協議会）と協働して援助しなければならない。

したがって、援助方針が決定した段階で、市町村（要保護児童対策地域協議会）に対しては、原則として全ての事例に関し、援助指針を説明することが必要である。なお、例えば、性的虐待で、家庭から分離・保護され、多くの機関が情報をもつことが、被害児童の心情に反し、かつ、子どもの福祉の増進に資するとは言い難いような例外的な場合は除かれるものと考えている。

##### **[2] 援助指針の見直し**

援助指針は一度立てればよいというものではない。事例は常に変化するものであり、これにともない援助における課題や援助の方法も変化することから、援助指針は随時必要に応じて見直すことが必要である。このため、当該指針は必ず事態の推移に応じて見直すことを前提に、その時期、条件を可能な範囲で明確にしておくことが必要である。関係機関や施設に援助を委ねる場合や連携して援助に当たる場合には、児童相談所の援助方針を十分伝え、中心となって対応する機関・施設を明らかにするとともにそれぞれの機関と打合せを行い、了解した事項についても援助指針に盛り込んでおくことが求められる。

#### **(5) 援助指針と自立支援計画**

子どもが児童福祉施設に委ねられた場合には、児童相談所が策定した援助指針は、施設の作成する自立支援計画に引き継がれていく。自立支援計画は、施設が、子どもの入所時あるいは子どもの入所後数カ月間、児童相談所の援助指針を活用した後、アセスメントに基づき作成し、以後定期的に児童相談所等との協議のなかで見直していく子どもの自立支援のための計画である。具体的には、「子ども自立支援計画ガイドライン」に示されているとおりである。

#### **(6) 援助指針と子ども、保護者の参加**

児童相談所が援助指針を決定するに当たっては、事前に子どもや保護者に十分説明を行い、その意向を確認することは当然のことであるが、援助指針はあくまで児童相談所長が決定するものである。しかし、問題解決の主体は子どもやその保護者であり、子どもや保護者の主体性、自発的な努力を尊重していくことが問題解決に有効である。このため、児童相談所と子ども、保護者の間で当面取り得る方策を検討し合意による方策の確定をみるなら、それを書面等で確認する作業を行い、その書面の実行を援助指針に盛り込むなどの工夫も場合によってはなされてよいだろう。

例えば、施設入所中の虐待を受けた子どもの家庭復帰を望む保護者に対し、面会、外泊計画、家庭復帰後の通所、訪問計画、家庭での遵守事項、関係機関の関与と役割等について児童相談所

との話し合いによって双方が確認した内容を書面で確認し、その実行を援助指針の一部として盛り込むことなども考えられる。こうした援助機関と利用者とのパートナーシップ形成の重要性を理解しておく必要がある。

### **(7) 虐待を受けた子どもの指針例**

判定と同様、援助指針はすぐれて個別的なものであり、また、個々の子ども観や援助観等により多様なものであるため決まった内容を提示することは困難であるが、具体性をもたせるため、虐待を受けた子どものケースの援助指針を例示すると、別添6-2のとおりである。

### **(8) 市町村が策定する援助方針**

#### **[1] ケース検討会議による援助方針の検討**

市町村が策定する援助方針は、相談のあったケースについて、具体的にどのような支援をするのかを示すものであり、調査の結果をもとに、ケース検討会議において決定されるものである。

ケース検討会議は、調査の結果に基づき、子どもと保護者に対する最も効果的な相談援助方針を作成、確認するために行う。また、現に援助を行っているケースの終結、変更等についても検討を行うものとする。

援助内容の決定に当たっては、子どもや保護者等に対して十分説明を行い、その意向等を踏まえて策定すること。

援助方針は、ケース検討会議の結果に基づきケースの主担当者が作成する。

会議の経過及び結果はケース検討会議録に記入し、保存する。

#### **[2] ケース検討会議の運営**

ケース検討会議は要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議として開催することができる。

ケース検討会議は、検討すべき内容に基づき、その参加者を考え、適時に開催すること。

なお、ケースの中には比較的軽易な検討で済むものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営を心がける。

#### **[3] 援助方針の共有化**

ケース検討会議の結果を踏まえ、必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会（実務者会議）で取り上げ、複数の機関が情報を共有し、適切な連携の下で対応していくこととする。

## **4. 親子分離の要否判断はどう行うか**

一時保護後、親子分離を検討する際には、表6-1の事項について情報を収集し合議による評価・検討を行って組織決定する。

## **5. 援助方針について保護者、子どもにどう説明するか**

### **(1) 親子分離の場合**

虐待は家族の抱える様々な問題状況が、弱者である子どもに集中し、子どもの安全を脅かすことに至るという意味で、何らかの家族調整と環境課題の調整が援助ニーズとなっている。子どもの安全を保障するためにも、この家族調整・環境調整が必須の課題であり、再びその家庭を子どもの養育にふさわしい場に変えるために、一定期間親子が離れて生活し、それぞれ自分を振り返り、調整を行うことが必要である。

## [1] 保護者への説明

子どもの安全が脅かされ、保障されない不適切な状態にあると判断される家庭に、そのままでは子どもは帰せないことを伝える。当面、子どもについても安心・安全な生活の場を保障し、傷ついた心身の回復を図ると共に、児童相談所としては、保護者・家族と、これまでの経過を振り返り、現状においてできていること、変わるべきこと、子どもの気持ち等について、話し合い、子どもとの関係を修復しつつ、子どもの安全が保障される養育環境の建て直しを図って行く方針であることを伝える。

その際、呈示できる具体的な援助方針や見通しがあれば、できるだけ具体的に説明し、親子分離が親としての資格の断罪・剥奪ではなく、親子の関係の修復と子どもの安全の保障と再確立のための方策であることを説明する。

もしも虐待が子どもの問題行動への対応のゆきづまりから生じていることが明らかな場合には、以下のようなアプローチも一例としては考えられるが、子どもの問題行動のために施設入所させるのではなく、家庭養育が子どもの安全を侵害するに至ったため、その修復のために施設入所させることを保護者によく理解させなければならない。

子どもに問題行動があり、そのことからの養育破綻が虐待に至った事例での親子分離にあたっての保護者へのアプローチ例：

- ・子どもが起こしている問題行動は、長期にわたる過度のストレス状態から起こっていることを説明する。
- ・子どもにストレスを与えている環境は何なのかを考えてもらう。
- ・そのストレスは家庭養育、親子関係のもつれからきていること、その緩和と悪循環の解決には保護者の対応の振り返り、工夫が不可欠であると考えていることを伝える。
- ・子どもが助けを求めても、それを得ることができない辛さがどんなものかを考えてもらい、保護者自身が子どもだったときに同じようなことがなかったか、保護者の生育歴を受容的に聞き、保護者が少しでも自分を振り返るような関わりを心がける。
- ・現在はうまくいかない親子関係を、時間をかけて改善・修復するために施設入所が必要なこと、入所中に保護者に考えてもらいたいことや児童相談所として保護者を援助したいことがたくさんあることを説明する等。

保護者は施設がどんなところなのか、どのような生活をするところなのかを十分知らないために、不安になったり、入所に抵抗したりすることもある。施設にどのような年齢の子どもがいるか、部屋はどんな分け方をしているか、学校はどうなるのか、日課はどうなっているのか、どんな職種の職員がいるのか、どのような関わり方をしてくれるのか、面会や外泊のことはどうなっているのか、費用はどれだけかかるのか等、保護者の疑問については、納得がいくようパンフレットやアルバムなどを活用して理解を深めてもらう。

## [2] 保護者の意向確認の方法

保護者が入所を了解したら同意書に署名・捺印してもらい確認手続きとする。口頭だけでは同意の確認としては不十分で、必ず同意書による確認を取る。どうしても口頭以外の確認が取れない場合には、通知書面による期限付きの意思表示期間を設けるなどの工夫をすべきである。

これらの説明、説得に対して保護者がどうしても同意しない場合には、施設入所に関する児童相談所の判断の妥当性について、裁判所の判断を仰ぐ申立てをすることも検討する旨を保護者に伝える。もし申立てをした場合には、保護者には保護者側の主張を裁判所にしてもらうことになると説明する。

### [3] 保護者への指示や約束ごとの例

入所の同意をとるときには同時に今後の援助の方向も併せて提示できるようにしておく。

#### 【事例】

母から「妹が生まれたころから兄（6歳）が反抗的になり、イライラして首を絞めたり風呂に沈めたりしてしまう」との訴えがあり、一時保護した後施設入所。

この事例では

- ・子どもは多弁で攻撃的であり情緒不安定になっている。
- ・母は「子どもを愛しているのに傷つけてしまい、母親失格だ」と自分を責めて落ち込んでいる。
- ・また、母は自分の親から「お前が女の子と分かっていたら生まなかつたのに」と言われたことが傷として残っており、親に甘えられずに今日に至っている。
- ・父は困ったことがあると家を出てしまい、母の支えになっていない。

という事実があり、それに対し今後

◎子どもは施設から児童相談所のセラピーに定期的に通う

◎母はカウンセリングを受けにクリニックに通う

◎母のクリニック通院にはできるだけ父が同行する

ことが必要であること、それを前提で

◎子どもが施設の生活に慣れたら（約1カ月）、施設および児童相談所の職員の立ち会いのもとで面会を行う。その後は双方の関係を見ながら面会を続け、許可外出、許可外泊と順次親子関係の改善を図る。

◎家庭復帰の時期については、子どもの状態、保護者の状態、相互の関係を総合的に判断して決定するが、6カ月ごとに点検・協議をする。

ことを確認、約束して入所の同意を得る。

これらの方針は「援助指針」として整理し、施設が策定する「自立支援計画」の内容に反映するよう入所予定の施設に伝えておく。

### [4] 子どもへの説明

- ・子どもにとって「毎日安心して暮らすことができる」ということはとても大切であるが、「どうすれば安心して暮らせるのかを一緒に考えよう」と伝える。
- ・「安心して暮らす」とは具体的にどんなイメージを持つのかを子どもに語ってもらったり、子どもが一時保護されている場合は、家にいるときはできなかったのに、ここに来てできるようになったこと等を聞きながら、心地よい場所では自分のよいところが発揮できることを話したり、確認したりする。
- ・施設入所は自分の良いところをたくさん見つけるために必要であることを説明するとともに、入所している間に保護者には「子どもが家で安心して暮らすためにはどうすればよいのか」を考えてもらうつもりであることも説明する。
- ・子どもが施設入所を了解したら、施設の生活がどのようなものかをパンフレットや写真で説明する。保護者の了解がとれており、施設も了解すれば事前に見学をしたり、施設の職員に一時保護所で面会をしてもらうなどして、子どもの不安な気持ちを少しでも和らげる工夫も必要である。

- ・虐待を受けている子どもは、親から見離されることへの不安が大きく、施設入所することに躊躇することもある。子どもの家族への複雑な思いを受けとめながら、施設入所は親子関係を改善・修復していくためのものであり、一定の約束のもとで面会や外泊をすることを伝える。

## (2) 在宅指導の場合

### [1] 保護者への説明

虐待を行っている保護者およびその家族に対し、子どもの安全を保障し、保護者がそうせざるを得ない問題があったとしたらその解決を図り、親子関係の修復や家庭環境を調整し、子どもの受けた身体的・心理的な傷を癒すための専門的な援助が必要であることを説明する。

援助方法については、児童相談所への親子通所指導、家庭訪問を中心とした児童福祉司指導、要保護児童対策地域協議会を活用した定期的な家庭訪問等がある。また、DVのある家庭では、被害者である親に、配偶者暴力相談支援センター等への相談を進めることも必要である。児童福祉司指導の場合は、書面にて児童福祉司指導の通知をする。どうしても子育てがたづらくなれば、一時保護や施設利用もあることを、併せて紹介しておく。いずれも、保護者と子どもの状況に合わせて、「十分に話し合いながら進めていきたい」と提案し、柔軟な対応を心がける。通所指導、家庭訪問については定期的実施することを双方で確認する。要保護児童対策地域協議会等を活用するなどにより、保健所等と連携して援助する場合で、そのことを保護者が了解していれば、共に訪問することも確認しておく。

保護者の動機が低い場合は、約束の日時に来所しなかったり、訪問しても留守であったりすることがある。これらは、リスクの高さを示す要素と考えられる。このような場合、援助方針を親子分離に変更する場合もあり得ることを想定して、保護者への説明方法を考えておく必要がある。

### [2] 子どもへの説明

児童相談所や市町村の機能について説明する。その上で「お父さん、お母さんは〇〇ちゃんの気持ちをもっとよくわかって、楽しく暮らせるようになりたいと思っている。そのために時々一緒にここに来てもらうことになった。」というように、通所指導や家庭訪問の目的や方法について話す。子どもが安心感を持てるように配慮する。

## 6. 法的分離にはどのようなものがあるか

虐待を行っている保護者等から子どもを強制的に分離するためにとりうる法的手続としては、児童相談所長による一時保護、家庭裁判所による子どもの里親委託又は児童福祉施設等への入所の承認、家庭裁判所による親権喪失宣告、家庭裁判所による保全処分等がある。親権を一時的又は部分的に制約するものと、親権をなくすものである。

以下、これらについて説明する。なお、一時保護については、第5章を参照のこと。

## 7. 家庭裁判所による子どもの里親委託または児童福祉施設等への入所の承認——いわゆる法第28条手続

保護者が、その子どもを虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しくその子どもの福祉を害する場合において、児童福祉第27条第1項第3号の措置（児童福祉施設へ入所等の措置）を採ることが保護者の意に反するときは、家庭裁判所の承認を得て、児童福祉施設への入所等を行うことができることとされている（児童福祉法第28条第1項）。

法第28条の定める承認を得て施設入所等の措置をした場合、親権者等は子の引渡を求めることはできないと解されているため、この承認は親権を一部制限するものと考えられる。また、この承認に基づいて施設入所等の措置をした場合、施設長及び里親は子どもの監護、教育、懲戒に関し必要な措置を採ることができる（法第47条第2項）。

## **(1) 虐待、監護懈怠、その他の福祉侵害について**

### **[1] 法第28条第1項の解釈**

児童福祉法第28条第1項の要件として「虐待」、「著しく監護を怠る」こと、「保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する」ことを挙げているが、前二者は例示であって、中核的な要件は後者の福祉侵害であると解されている。したがって、児童虐待の主張・立証に努めるべきことが原則ではあるが、必ずしもそれにこだわる必要はない。厳密に児童虐待防止法第2条の児童虐待の定義にあたらなくとも、保護者による養育が子どもの福祉を著しく害しているのであれば、その事情を主張・立証することによって承認が得られることもある。例えば、通常は、出生直後の子どもについて法第28条の承認を求めることは容易でないが、保護者がすでにきょうだいを虐待していた場合には、その虐待の性質や程度、要因等によっては、法第28条の申立てが可能なのもあるものと考えられる。

### **[2] 虐待、監護懈怠、その他の福祉侵害の認定について**

本条についての家庭裁判所の最近の審判例を整理した文献として釜井裕子論文（「児童福祉法28条1項1号の家庭裁判所の承認について」『家庭裁判月報』第50巻第4号）がある。これによると、申し立てられたうちの6割について虐待、監護懈怠、その他の福祉侵害のいずれかを認定して本条を認容しているが、その中で虐待そのものがあつたと言いつつ例は少なく、身体にかなりの危害が加えられていると思われる事例でも、福祉侵害を設定している例が多い。このように虐待の認定例が少ない理由は、虐待を窺わせるような傷痕等があつても、保護者や子ども自身がそれを否定したりして虐待の事実の認定が相当困難であるからだと考えられる。家庭裁判所では、虐待の事実の有無を認定することよりも結論として児童福祉法第27条第1項の入所等措置の承認ができるか否かを判断することがより重要であることから、少なくとも子どもに対する福祉侵害がある、あるいは措置権行使の事態にある等の認定を行っていると考えられる。

したがって、本条申立てに当たっては、早急に親子分離が必要であるという観点から子どもに対する福祉侵害があることを明らかにして児童福祉法第28条の承認を得られるようにする。また、事例によっては、申立てに当たって弁護士の協力を求めることも必要であろう。

## **(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の措置（児童福祉施設へ入所等の措置）を採ることが子どもの親権を行う者又は未成年後見人の意に反することについて**

施設入所等の措置は、一時保護と異なり、親権者等の意に反するときには採ることができないとされている。「親権者等の意に反する」とは、反対の意思が明らかであることを意味すると解されるから、親権者等の意思がはっきりしない場合は、施設入所等の措置を採っても差し支えない。

父母が婚姻中は、原則として親権は共同で行使されるが、父母の一方が措置に同意しているが、もう一方が反対している場合は、どう考えるべきか。現在の実務では、父母の一方でも措置に反対しているのであれば、法第28条を申し立てて司法審査を仰ぐことが望ましいと解されている。

親権者の意思が明確でない場合、児童相談所は必ず確認しなければならないか。行政処分を行う以上、原則として親権者に意思確認を行うべきであるが、いわゆるドメスティック・バイオレン

スの事例で、児童相談所が父に連絡すると母の所在が知れて同人に危険が及ぶ場合などには、母親の同意を得て法第27条第1項第3号の措置を採って、後に父親の反対意思が明確になれば、措置を解除し一時保護に切り替えて対応するという扱いを行う自治体もある。

親権者が施設入所等に同意している場合にも、法第28条の承認を求めることができるか。原則としては困難であるが、例えば親権者が同意と撤回を繰り返したり、著しく精神的に不安定であって、現時点での同意も早晚覆されるおそれがある場合には、親権者の同意があっても裁判所に法第28条の承認を求めることが考えられる。実際にこのような事例で承認を得られたものもあるほか、公表されている審判例としては、親権者が子どもの性非行を理由とする措置には同意するが、自らの虐待を理由とする措置には同意しないと述べている事例で、措置を承認した千葉家庭裁判所市川出張所平成14年12月6日審判（『家庭裁判月報』第55巻第9号70頁）がある。

### (3) 法第28条手続の進め方

- [1] 申立権者（都道府県または委任を受けた児童相談所長）が、家庭裁判所に申立書を提出することによって申し立てる（申立書の記載等については、後記のとおり）。
- [2] 申立てにあたっては、申立てが確実になった後、あらかじめ家庭裁判所に申立てを行う予定であることや申立時期を連絡しておく、その後の審理が円滑に進む。
- [3] 申立後の進行については審判官によって異なり、最初に審問を開いて、審問の場で申立人に事実関係を確認したり、進行（特に調査）に関する意見を聴取したりした後に、家庭裁判所調査官に調査を命じるケースや、審問を開かずに家庭裁判所調査官が調査を開始するケースがある。いずれの場合も、審判官や調査官の当該ケースに対する見方に十分配慮しつつ、審判官や調査官の指示に従い、あるいは自ら主体的に判断して、必要な資料や主張を追加していく。
- [4] 更新ケースや保全処分、親権喪失宣告等にも共通する問題であるが、裁判所に提出した資料等の開示については、家事審判規則上、審判官の裁量に委ねられており、従来は、当事者を含む関係者のプライバシー保護の観点から基本的に非開示とされてきた。ところが、最近では親側の反論権を十分に保障するという趣旨から、親側への資料開示に積極的な考え方を持つ審判官が増えているように思われる。したがって、第一に、児童相談所としても、平素から開示原則という認識で記録を作成すべきであるし、親側に開示されてもよいかたちで裁判所提出資料を作成する必要があるだろう。しかし、一方で、第三者からの情報や意見など、裁判資料として重要でありながら、やはり親側に開示すべきでない資料もある。そこで、第二に、児童相談所としては、そのような資料を裁判所に提出するにあたっては、非開示を求める上申書を添付するなどして、裁判所に非開示の必要性を強く訴える必要がある（上申書には、開示された場合のリスク等を具体的に書くことが望ましい）。
- [5] いったん裁判所に申立をすると、ケースワークの手が止まってしまう例が少なくない。しかし、もとより事案によってではあるが、定期的に家庭訪問をして指導を試みるなど、審判係属中におけるケースワークのあり方を検討し、実施することが望ましい。特に、却下の可能性があるケース、審判係属中に事情が変わったケース、認容審判が出てからも早期に再統合を目指したいケースなどについては、目標を立ててケースワークを行うことが望ましい。審判係属中である以上、必要に応じて裁判所とも連携する必要がある。

審判係属中の親子の面会・通信については、もとより強制引き取りなどトラブルを避けるために慎重である必要があるが、一律に禁止することが望ましいとは言えない。工夫によって面会・通信が可能であるケースについては、円滑な面会・通信のための約束を取り付けたり、裁判所の場を借りて一定の約束をさせたうえで面会・通信を進めることも考えられる。

- [6] 平成19年中に児童福祉法第28条第1項の承認申立てについて終結した件数は241件であったが、このうち認容審判は195件（80.9%）、却下が4件（1.7%）、取下げが42件（17.4%）であった（司法統計）。取下げの内訳としては、裁判外で施設入所等の同意が得られたなど、解決の方向が見いだされたものも多くあると思われるが、なかには裁判所から認容は難しいなどと示唆され、やむなく取り下げたものもあると思われる。

いったん法第28条の承認を求めて申し立てた以上、何としても審判によって決着をつけなければならないわけではない。申立後に新たな事実が判明したり、状況が変わったり、あるいは調査官、審判官が認容に消極的である場合、いわばソフトランディングの道を探ることも十分考えられる。実際に、調査官調査の後、認容が難しいとの判断に至り、親に児童相談所の訪問を受け入れること、体罰をしないこと、子どもを登校させることなどを誓約してもらった上で、申立てを取り下げて、子どもを家庭に戻した例もある。審判官や調査官のスタンスによるところが大きいですが、家庭裁判所のケースワーク機能を活用しながら次善の策を考えることも必要である。取下げ後、審判官の前で誓約したことが守れなかった場合、再度法第28条の申立てをすれば、審判官は誓約が果たせなかったという事実をも踏まえて判断することになるだろう。

最も重要なことは、審判官や調査官の考えや指摘を正しく理解することである。審判官や調査官から認容は難しいと言われ、審判官等の無理解を嘆く担当者も見られるが、その前に、審判官等の判断がなぜ自分たちの判断と異なるのかを冷静に分析しなければならない。

審判官等の考えを分析しても、なお納得しがたい場合は、却下審判を得た上で、高等裁判所に即時抗告する道も検討すべきである。実際、家庭裁判所では却下審判がなされたが、高等裁判所において家庭裁判所の審判が破棄され、認容された例もある。

#### (4) 措置の期間の更新について

- [1] 児童福祉法第28条の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。このため、児童相談所においては、この間に親子の再統合その他の子どもが良好な家庭的環境で生活することができるようにすることに向けて、保護者に対する指導や施設や里親に措置（委託）された子どもの訪問面接等に努めるものとする。

- [2] このように入所措置の期間は2年を超えてはならないとされているが、当該入所措置に係る保護者に対する指導措置の効果等に照らし、これを継続しなければ保護者とその子どもを虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しくその子どもの福祉を害するおそれがあると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる（児童福祉法第28条第2項）。

特に、入所措置の更新について、保護者に対する指導措置の効果等に照らし判断する旨の規定は、衆議院において全会一致で修正・追加され、更新に際しては、指導措置の効果や子どもの心身の状態等を考慮することが明確化されたものであり、その経緯を踏まえ、都道府県（児童相談所長）は、適切に対応する必要がある。

なお、この2年の期間制限は、児童福祉法第28条の規定による措置を対象とするものであるため、例えば、児童福祉法第28条の規定による措置を開始し、保護者に対する指導等に努めたものの、保護者に将来にわたり子どもを引き取る意思が全くない状態になったことなどから、措置を児童福祉法第28条に基づくものから保護者の同意に基づくものに変更した場合には、その制限は及ばないものである。

- [3] 措置の期間に係る申立ては、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して行う。ただし、児童相談所や保護者との関係などから審理に不都合が生じる場合などには、最初の法第

28条第1項の承認審判をした家庭裁判所に申し立て、自庁処理を求めることも考えられる（家事審判規則第4条第1項。岡健太郎他「特別家事審判規則の一部を改正する規則（平成17年最高裁判所規則第5号）の解説」『家庭裁判月報』第57巻第7号17頁）。

[4] 措置の期間の更新に際して行う申し立てについては、保護者に十分な説明を行った上で行うことが望ましい。また、家庭裁判所において審理が行われ、かつ、その審判が確定するためには一定の期間を要することから、事案ごとに、措置開始（又は更新措置開始）から2年が経過する日から審理及び審判の確定に要する期間（2～3カ月程度）を見込んだ上で前もって、所要の資料を準備し、申し立てを行う。

しかしながら、この申し立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から、措置開始（又は更新措置開始）から2年が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判がされない場合や審判がされた場合であっても確定しない事態が発生することも考えられる。このため、都道府県等は、この申し立てを行った場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申し立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができることとされている（児童福祉法第28条第4項本文）。

[5] 家庭裁判所において申し立てを却下する審判（措置の期間の更新を認めない判断）がされたケースであっても、この審判について児童相談所側が不服申し立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）は、児童福祉法第28条第4項本文に基づき引き続き当該措置を採ることができる。ただし、確定していない下級審の審判とはいえ措置の期間の更新を不相当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重されるべきであり、このようなケースで当該措置を継続することができるのは、申し立てを却下する下級審の判断が出ていることを考慮してもなお必要があると認める場合に限定されている（児童福祉法第28条第4項ただし書き）。このため、継続の可否については慎重に検討する必要がある。

## **(5) 保護者指導に関する報告・意見の聴取等**

家庭裁判所は、児童福祉施設への入所等の措置又は措置の期間の更新の承認に関する審判の申し立てがあった場合は、都道府県等に対し、期間を定めて、当該申し立てに係る保護者に対する第27条第1項第2号の措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申し立てに係る子ども及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

## **(6) 保護者に対する勧告**

家庭裁判所は、児童福祉施設への入所等の措置又は措置の期間の更新を承認する審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県等に勧告することができる。

こうした勧告を行うか否かは、家庭裁判所の判断によるが、児童相談所としてこうした勧告が効果的であると判断する場合には、家庭裁判所への審判の申し立てにその旨の意見を述べるのが適当である。この場合、予定している保護者指導措置の内容とこれにより期待される効果などについても、併せて提出することが必要である。

## **(7) 法第28条手続に伴う保全処分の申し立てについて**

① 一時保護中の子どもで、② 法第28条の申し立てがなされ、③ 児童虐待防止法第12条第1項の規定による面会及び通信が全部制限されている場合に、④ 子どもの保護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申し立てにより、承認の申し立てについての審判が効力を生ずるまでの間、

保護者に対し、子どもの住所もしくは居所、就学する学校その他の場所において子どもの身边につきまとい、または子どもの住所もしくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の子どもが日常生活または社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならないことを命ずることができる（特別家事審判規則第18条の2）。裁判所の発する命令は、児童虐待防止法第12条の4第1項と同じであるが、違反に対する罰則はない。

保全処分具体的な手続等については、後述のとおりである。

## 8. 家庭裁判所による親権喪失宣告（民法第834条、児童福祉法第33条の7）と失権宣告の取り消し（民法第836条）

- [1] 民法第820条には、「親権を行う者は、子の監護および教育をする権利を有し、義務を負う」と定めている。しかし、親権の概念は時代とともに変遷してきており、親子法も家のためから親のため、さらに子のためへと展開してきている。また、児童の権利に関する条約を念頭に置いて、その視点から親権と子どもの権利について見ていく必要がある。

親権の具体的な内容としては、子どもを監護、教育する権利と義務のほか、子どもの居所指定権、懲戒権、職業許可権、財産管理権等がある。

- [2] 民法第834条には、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所が当該親の親権の喪失を宣告することができる」と規定している。親権喪失は「子どもの福祉や利益」を基準に考える必要があり、親権の濫用とは、子どもに対する身体的・性的虐待やネグレクト（保護の怠慢・拒否）等が考えられる。また、著しい不行跡とは、単に保護者の性的不品行や飲酒を言うのではなく、著しい不行跡の結果、保護者の子どもに対する暴力（身体的虐待）やネグレクト（保護の怠慢・拒否）等が親権喪失理由とされるべきであろう。

- [3] 親権喪失宣告は、親の親権全部を失わせる効果を有する点で児童福祉法第28条の承認と比べて親子関係に及ぼす影響が大きい。

したがって、児童相談所において親権喪失宣告の申立てが検討されるのは、原則として、児童福祉法及び児童虐待防止法の定める権限では対応しきれないケースとなるだろう。例えば、措置先の施設からの強引な引き取りをするケース、虐待があまりに深刻であって再統合を想定しがたい上、子ども自身が親との絶縁を望むケース、再統合先として親以外の者を想定するケースなどが、考えられるだろう。さらに、最近では、いわゆる医療ネグレクトのケースにおいて親権喪失宣告を活用した事例が報告されている（これについては、[4]を参照されたい）。

親権喪失宣告は親子関係に重大な影響を及ぼす上、戸籍にも記載されるため、従来、児童相談所の現場では申立てに消極であった。

しかし、少なからぬ子どもたちが児童虐待により命を落としている現在、やはり親権喪失宣告が適当なケースは確かに存在するのであって、活用を躊躇すべきでない。民法は親権喪失宣告の後でも、親が真摯に反省し、虐待の再発のおそれなくなった場合には、親権喪失宣告を取り消して親権を回復する道も設けている（失権宣告の取り消し。民法第836条）。このように親権喪失宣告も決して不可逆的なものではないことを認識しておくべきである。

なお、やや見落とされがちなのが、管理権の喪失である（民法第835条）。親が子の財産を費消するおそれが大きい場合には検討されてよい。また、親権の辞任という制度もある（民法第837条）。これは親権者が家庭裁判所の許可を得て自ら辞任するもので、例えば親権者が自らの不適格に気づいているが、第三者からの申立てにより親権を失うことについては強く抵抗する場合には、親権者に促すなどの活用が考えられる。

[4] 最近、いわゆる医療ネグレクトのケースにおいて、親権喪失宣告を活用した事例が報告されている（例えば、名古屋家庭裁判所平成18年7月25日審判・『家庭裁判月報』第59巻第4号127頁。なお、同じ『家庭裁判月報』には、類似事案として大阪家庭裁判所岸和田支部平成17年2月15日審判も掲載されている）。典型的とされる医療ネグレクトは、通常の親であれば当然同意する治療を拒否し、その結果、子どもに対し必要な治療を受けさせないものである。

親が子どもに対する治療を拒否することが一律に医療ネグレクトにあたるものではないが、治療の成功率が高い、治療の高い効果が予想される、治療をしないと命を失ったり重大な障害が残るなど深刻な事態を免れない、といった場合には、治療を受けさせることは親権者としての当然の義務であって、合理的とは言い難い理由により治療を拒否するときには、医療ネグレクトにあたる可能性が高いと考えられよう。そうであっても緊急性が低い場合には、十分に時間をかけて親権者を説得することが望ましいが、緊急性がある場合には、親権喪失宣告の活用を検討する必要がある。

具体的には、親権喪失宣告とともに、審判前の保全処分を申し立てる（家事審判法第15条の3、家事審判規則第74条。なお、審判前の保全処分は本案（ここでは親権喪失宣告事件）が係属していなければ申し立てられないため、本案に先だって申し立てることはできないことに注意）。保全処分の内容としては、① 親権者の親権行使を一時停止し、② 代わりに親権代行者を選任する、というものである。裁判所は短時間の審理の後、保全命令を発する。これにより親は親権行使ができなくなる一方、親権代行者が親権を代行して治療に同意をする。治療後、必要がなくなれば、申立てを取り下げる。審理に要する日数はケースによるが、7日というケースも報告されている。親権代行者としては、医師や弁護士が選任されているようである。

医療ネグレクトのケースにおける親権喪失宣告の活用と留意点については、吉田彩『医療ネグレクト事案における親権者の職務執行停止・職務代行者選任の保全処分に関する裁判例の分析』（『家庭裁判月報』第60巻第7号1頁）を参照されたい。

[5] 親権喪失宣告手続

ア. 家庭裁判所への請求権者は、子の親族又は検察官（民法第834・835条）、児童相談所長（法第33条の7）である。なお、従来、親権喪失の宣告については、18歳以上の未成年者の場合に請求できるのは、その親族又は検察官のみとされ、児童相談所長は請求できないこととされていた。しかし、18歳以上の未成年者の場合であっても、親権者と関わりを持ちたがらないなど親族が請求を躊躇することも多いことから、平成16年児童福祉法改正法により、こうした場合にも適切に対応できるよう、児童相談所長の親権喪失宣告請求権が18歳以上の未成年者にも拡大された。

また、親権喪失宣告の請求と関係の深い未成年後見人請求に関して平成19年児童虐待防止法改正法により、児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされた。

イ. 管轄は、事件本人（親権者）の住所地の家庭裁判所である（家事審判規則第73条）。

[6] 医療ネグレクトの項で説明したとおり、親権喪失宣告申立てにおいては、親権者職務執行停止・職務代行者選任の保全処分（家事審判法第15条の3、家事審判規則第74条）も活用することが考えられる。親権喪失宣告の審判には相当の時間を要することが多いため、運用としては本案と同時に保全処分も申し立てるのが原則的であるといえるであろう。

## 9. 家庭裁判所による審判前の保全処分（特別家事審判規則第18条の2）

### （1）審判前の保全処分

一般に、家庭裁判所が決定、すなわち審判を行うまでには相当の日数を要する上、即時抗告されると事件は上級審に移り、確定までにはさらに日数を要する。そのため、早期に暫定的な命令を発するのが審判前の保全処分である（これに対し、主たる審判事件を本案という）。

審判前の保全処分は、本案事件が係属していなければ申し立てることができない。従って、家事事件においては、しばしば本案と同時に保全処分を申し立てることが行われる。

保全命令の内容は本案によって異なるが、いずれも、① 申立権者は本案事件を申し立てた者である、② 管轄も本案事件が係属している裁判所である、③ 効力は本案の審判の効力が生じるまでである、④ 効力は告知によって生じる、といった共通点がある。

### （2）審判前の保全処分の内容

児童福祉法第28条の承認申立事件については、家庭裁判所は、児童虐待防止法第12条の4第1項に準じて、保護者に対し、「当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならない」旨を命ずることができる（特別家事審判規則第18条の2）。

親権喪失宣告申立事件については、家庭裁判所は、親権者の職務執行を停止し、親権代行者を選任することができる（家事審判規則第74条）。

ところで、児童福祉法第28条の承認申立事件において、上記以外の保全処分を発することが可能かどうかについては、かつてはかなり柔軟な保全処分を発令した審判例もあったが（浦和家庭裁判所平成8年3月22日審判・『家庭裁判月報』第48巻第10号168頁）、最近はほとんど例を見ない。多くの場合、上記の保全処分によって足りるものと考えられるからであろう。

## 10. 法的分離手続の実際

### （1）各種申立書はどのように記載するか

[1] 家庭裁判所への家事審判事件の申立て

ア. 申立てに当たっては、その趣旨および事件の実情を明らかにし、証拠書類がある場合には、同時にその原本又は謄本を提出する。

イ. 書面で申立てをする場合には、申立書に（ア）当事者の氏名、住所、代理人があるときは代理人の氏名、住所、（イ）申立ての趣旨およびその実情、（ウ）申立年月日、申立裁判所、を記載して、申立人または代理人が署名押印する。

ウ. 申立てに当たっては、定型の申立書式があるが、必要な内容が記載されていれば、必ずしも定型書式を使用しなくてもよい。

[2] 児童福祉法第28条による子どもの里親委託または児童福祉施設等への入所措置の承認

ア. 根拠児童福祉法第28条第1項

イ. 申立権者都道府県（地方自治法第153条により児童相談所長に委任）

ウ. 管轄子どもの住所地の家庭裁判所

エ. 申立費用収入印紙800円、郵便切手約800円（各家庭裁判所によって異なる。）

- オ. 添付書類子ども、親権を行う者または保護者等の戸籍謄本  
 児童相談所長が申し立てる場合には、所長個人の戸籍抄本および資格証明（児童相談所への任命辞令の写し、申立権が委任されている旨の知事名の公文書等）が必要である。家庭裁判所によっては、次回からの申立てでは、初回の申立事件番号を付記し、戸籍抄本と資格証明のコピー添付でよいと取り決めている庁もある。
- カ. 申立の趣旨欄には、求める審判内容を記載する。具体的には、「申立人が事件本人〇〇〇〇（平成〇年〇月〇日生）を児童養護施設に入所させることを承認する、との審判を求める」、「申立人が事件本人〇〇〇〇（平成〇年〇月〇日生）を里親に委託すること、または児童養護施設に入所させることを承認する、との審判を求める」などと記載する。
- キ. 申立ての実情欄には、事件の概要、経過、子どもが虐待を受け、あるいは著しく子どもの福祉が害されている状況および問題点、解決課題等、必要な事項を簡潔に摘記し、重要な参考になる事項を付記する。
- ク. 提出書類虐待または保護者の監護が不適切で子どもの福祉が著しく害されており、保護者に子どもの監護を任せておいては将来子どもの福祉を損なう恐れがある旨の証明に役立つと思われる証拠資料を整えて提出する。証拠資料は、申立て時に間に合わなければ、順次追完して提出すればよい。
- ケ. 留意点  
 本件の申立ては、虐待の有無の証明について家庭裁判所と争うことでなく、子どもの福祉を著しく害する状況があるので、施設入所措置の承認を得ることに目的がある。そこで、虐待の存在のみを強調し過ぎるより、虐待が疑われる状況も含めて子どもの福祉を著しく害する状況の存在により、早急に保護者から分離して施設への入所が必要な点に力を置いて説明することがよい。

[3] 児童福祉法第28条による措置の期間の更新の承認

- ア. 根拠児童福祉法第28条第2項
- イ. 申立権者都道府県知事（地方自治法第153条により児童相談所長に委任）
- ウ. 管轄子どもの住所地の家庭裁判所
- エ. 申立費用収入印紙800円、郵便切手約800円（各家庭裁判所によって異なる）
- オ. 添付書類子ども、親権を行う者または保護者等の戸籍謄本  
 児童相談所長が申し立てる場合には、所長個人の戸籍抄本および資格証明（児童相談所への任命辞令の写し、申立権が委任されている旨の知事名の公文書等）が必要である。家庭裁判所によっては、次回からの申立てでは、初回の申立事件番号を付記し、戸籍抄本と資格証明のコピー添付でよいと取り決めている庁もある。
- カ. 申立ての趣旨欄には、例えば、「申立人が事件本人〇〇〇〇（平成〇年〇月〇日生）に対する児童養護施設入所措置の期間を平成〇年〇月〇日から更新することを承認する、との審判を求める」などと記載する。
- キ. 申立ての実情欄には、（ア）事件の概要、（イ）経過、（ウ）これまで行ってきた保護者に対する指導措置の内容及びその効果、（エ）子どもの心身の状態、（オ）保護者指導の効果や子どもの心身の状態等に照らし措置を継続しなければ子どもが虐待を受け、あるいは著しく子どもの福祉が害されるおそれがある旨、（カ）今後の解決課題等必要な事項を簡潔に摘記し、重要な参考になる事項を付記する。
- ク. 提出書類保護者指導の効果（これまでの保護者指導措置の経過や保護者の現状等）や子どもの心身の状態など、措置を継続しなければ子どもの福祉が著しく害されるおそれがある旨の証明に役立つと思われる証拠資料を整えて提出する。

ケ. 留意点

家庭裁判所において審理が行われ、かつ、その審判が確定するためには一定の期間を要することから、事案ごとに、措置開始（又は更新措置開始）から2年が経過する日から審理及び審判の確定に要する期間（2～3カ月程度）を見込んだ上で前もって、所要の資料を準備し、申立てを行う。

[4] 児童福祉法第28条申立てに伴う保全処分の申立て

ア. 根拠特別家事審判規則第18条の2

イ. 申立権者本案申立事件の申立人

ウ. 管轄本案申立事件が受理され、審理されている家庭裁判所

エ. 申立費用収入印紙不要、郵便切手約3000円（各家庭裁判所によって異なる）

オ. 添付書類本案申立認容の蓋然性、保全処分の必要性を疎明する資料

カ. 求める保全処分例えば「本案審判申立事件の審判が効力を生ずるまでの間、保護者

〇〇〇〇に対し、事件本人〇〇〇〇（平成〇年〇月〇日生）の住所または居所、就学する学校その他の場所における同人への身辺へのつきまとい及び同人の住所または居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の同人が日常生活または社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近におけるはいかいを禁止する、との審判を求める」などと記載する。

キ. 保全処分を求める事由本案認容の蓋然性および緊急に保全処分を必要とする事情を簡潔に記載する。

ク. 留意点

迅速に審理をしてもらうために、本案認容の蓋然性及び保全の必要性に関する疎明資料を逐次迅速に用意する。

本案認容の蓋然性については、児童福祉法第28条第1項の承認申立てに際して提出するものと重なる部分が多いが、本案と保全は別事件であることから、資料は別途用意する。保全の必要性については、一時保護を加え、さらに面会・通信を全部制限してもなお子どもを十分に保護することができないこと（すなわち、保護者が子どもにつきまとうなど、子どもの心理面等に悪影響を及ぼし、子どもの福祉を害するようなこと）を主張し、その旨を疎明する資料を提出する。

[5] 親権喪失宣告請求

ア. 根拠民法第834条

イ. 申立権者子の親族・検察官（民法第834条）、児童相談所長（児童福祉法第33条の6）

ウ. 管轄事件本人（親権者）の住所地の家庭裁判所

エ. 申立費用収入印紙（子1人につき）800円、郵便切手約800円（各家庭裁判所によって異なる）

オ. 添付書類申立人、事件本人・子の戸籍謄本

児童相談所長が申立てる場合には、所長個人の戸籍抄本および資格証明（児童相談所への任命辞令の写し、申立権が委任されている旨の知事名の公文書等）が必要である。家庭裁判所によっては、次回からの申立てでは、初回の申立事件番号を付記し、戸籍抄本と資格証明のコピー添付でよいと取り決めている庁もある。

カ. 申立ての趣旨欄例えば、「事件本人（注：親）の未成年者〇〇〇〇（平成〇年〇月〇日生）に対する親権を喪失させる、との審判を求める」などと記載する。

キ. 申立ての実情欄には、（ア）同居の有無を含めて申立人、子ども、事件本人等の家族関係、（イ）簡単な事件の経過と虐待の事実を含めた問題状況の推移、（ウ）子どもの現状

と早急に手を打たなければならない状況、（エ）親権を喪失させなければならない虐待行為の事実および理由、などを記載する。主張は簡潔に、証拠となるべき事実や状況は詳しく記載する。

[6] 親権喪失宣告請求に伴う親権者の職務執行停止および職務代行者選任

ア. 根拠民法第834条・家事審判法第15条の3・家事審判規則第74条

イ. 申立権者本案審判事件の申立人

ウ. 管轄本案審判事件が受理され、審理されている家庭裁判所

エ. 申立費用収入印紙不要、郵便切手約3000円（各家庭裁判所によって異なる）

オ. 添付書類本案請求認容の蓋然性、保全処分の必要性を疎明する資料

カ. 求める保全処分例えば、「本案審判事件の審判確定まで、事件本人の未成年者〇〇〇〇（平成〇年〇月〇日生）に対する親権者としての職務執行を停止する。上記期間中、

本籍〇〇

住所〇〇

氏名〇〇〇〇（昭和〇年〇月〇日生）職業〇〇

を職務の代行者に選任する、との審判を求める」などと記載する。

キ. 保全処分を求める事由本案請求の主張に併せて、本案についての結論ができるまでの間に、親権者が親権を引き続き行使した場合に、子どもの福祉が著しく害され、子どもにとって回復が困難なほどに不利益が生じることを具体的事実を示して、緊急に仮の処分を要することを記載する。

## (2) 虐待の疎明、証明はどうすればよいか

[1] 証拠の準備

家庭裁判所が審判や審判前の保全処分の審理を行うに当たっては、虐待の事実、あるいは福祉を侵害していることが証拠によって認定されなければならない。申立てに当たっては、裁判官が理解しやすく、虐待や福祉侵害の事実を認定しやすいようにできるだけ具体的で簡明な証拠となる資料を提出する必要がある。

[2] 資料源の秘密の保持について

家庭裁判所に提出した資料の親側への開示については、本章7（3）[4]を参照されたい。

[3] 提出資料の作成

必要な資料は事案によって異なるが、以下の資料は比較的有用と思われるものである。

ア. 写真

外傷、着衣の状態、家屋内の様子、子どもの表情や行動等を写真、ビデオカメラ（ビデオテープは、撮影されている当該部分の箇所と内容が分かるよう書面で明示する。）などで撮影し、撮影者、日時、場所、撮影地点と角度等と何を証明しようとする写真であるかの説明を加えた写真撮影報告書を作成する。

イ. 診断書、カルテの記載内容、レントゲン写真

診断名だけでなく、診断をした根拠となる医学的データ、身長体重等の成育状況に関するデータ、保護者の説明状況などについても記載されていることが望ましい。問題によっては、複数の医師から意見書を得たり、法医学者から所見を得ておくことも考えられる。

ウ. 報告書、各種の記録、陳述書、日記、業務記録等

各書類は、作成者（住所、氏名、職業）、作成日を記載する。児童相談所が収集できる資料としては次のものがあげられよう。

- (ア) 児童記録票，虐待に関する調査票，行動観察記録
- (イ) 通告者，親戚，近隣者，児童委員（主任児童委員），保育所の保育士，幼稚園・小学校・中学校等の学校の担任，医師，保健師等の陳述書または聴取書
- (ウ) 警察等からの通告の場合は，要保護児童通告書
- (エ) 学校照会書
- (オ) 子どもからの面接聴取書，子どもの日記，作文，意見書等
- (カ) 保護者の暴力，飲酒，夫婦仲，監護態度等の性癖，態度に関する面接記録，保護者との電話対応録，保護者に対する診断書等
- (キ) 身体的発育（低身長，低体重），知能や情緒面に関する診断，発達の遅れの有無，生活態度・問題行動についての児童記録票，医師の診断書・意見書等
- (ク) 過去の児童記録票

これらの中から，虐待および福祉侵害の証拠となり得る資料を選択の上，提出する。

- (ケ) 保護者指導の内容及びその効果
- (コ) 家庭裁判所の審理の進行状況に応じた種々の上申書

#### エ. 事情聴取書，電話録取書

関係者（医師，保健師，児童福祉施設，近隣住民，保育所，幼稚園，小学校の担任）や虐待を受けた子どもから事情聴取して事情聴取書を作成する。面会を求めて事情を聞く場合には，聴取書の形で家庭裁判所等に提出することを事前に伝えておくとよい。

#### オ. 福祉侵害の状況報告書

福祉侵害の状況については，子どもが適切な監護・養育を受けられず，ネグレクト（保護の怠慢や拒否）すなわち食事，衣料，健康，衛生，愛情に基づく養育などが与えられていない状況等，保護者の監護の不適切さがあれば，それに関する具体的な資料を集めて状況報告書を作成する。

#### [4] 提出資料作成上の留意点

- ア. 保育所や学校での虐待を受けた子どもの生活の記録（欠席・遅刻の状況，けがや身体の異常・健康状態，着衣や衛生状態，その他目立った言動等）など，客観的に記録されているものがあれば，その写しまたはそれに基づいて作成した客観的な記録が役に立つ。
- イ. 保護者の言動や態度などは，言い訳や説明なども含めて，事実をできるだけ簡潔かつ客観的に記述することがよい。
- ウ. うわさ程度の資料は，証拠として扱うことは難しい。

表6-1. 親子分離の要否評価チェックリスト（現在の状況および将来予測される状況）

下記の事項に該当する場合親子分離の必要性が高い

在宅では子どもの生命に危険が及ぶ

- ・在宅では子どもの心身の発達を阻害する
- ・子どもが帰ることを拒否する
- ・子どもを保護して欲しいなど保護者自らの相談である
- ・家族・子どもの所在がわからなくなる可能性が高い
- ・性的虐待である
- ・繰り返し虐待の事実がある
- ・虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定する
- ・保護者が定期的な訪問・来所指導を拒む
- ・家庭内の著しい不和・対立がある
- ・絶え間なく子どもを叱る・罵る
- ・保護者が虐待行為や生活環境を改善するつもりがない
- ・保護者がアルコール・薬物依存症である
- ・過去に心中未遂がある

(別添6-1)

児童相談所援助指針票

相談所名

作成者名

フリカナ 子ども氏名		性別	男 女	生年月日	年 月 日 ( 歳)
保護者氏名		続柄		作成年月日	年 月 日
主 訴					
援助の選択及びその理由					
本人の意向					
保護者の意向					
市町村・学校・保育所・職場などの意見					
児童福祉審議会の意見 照会の有無(有無)					
児童福祉施設・里親などの意見					
【援助方針】					
第〇回 援助指針の作成及び評価 次期検討時期: 年 月					
子 ども 本 人					
【長期目標】					
	援助上の課題	援助目標	援助内容・方法	評価 (内容・期日)	
【短期目標 (優先的 重点的 課題)】				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

家庭（養育者・家族）

【長期目標】

	援助上の課題	援助目標	援助内容・方法	評価（内容・期日）
【短期目標（優先的・重点的課題）】				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

地域（保育所・学校等）

【長期目標】

	援助上の課題	援助目標	援助内容・方法	評価（内容・期日）
【短期目標】				年 月 日
				年 月 日

総 合

【長期目標】

	援助上の課題	援助目標	援助内容・方法	評価（内容・期日）
【短期目標】				年 月 日
				年 月 日

【特記事項】

(別添6-2)

児童相談所援助指針票(記入例)

相談所名 △△児童相談所

作成者名

フリカナ 子ども氏名	ミライ 未来	コウタ 幸太	性別	○男 ○女	生年月日	○年 ○月 ○日 (11歳)
保護者氏名	ミライ 未来	リョウ 良	続柄	実父	作成年月日	×年 ×月 ×日

主訴 被虐待経験によるトラウマ・行動上の問題

援助の選択及びその理由 実母による虐待が継続的に続いており、行動上の問題が見られること。家庭内におけるキーパーソンが存在せず、在宅のまま支援していくことは、問題を深める危険性が高いこと、分離した方が効果が期待できることなどに鑑み、施設による支援を選択した。

本人の意向 母親との一緒に生活はイヤだ、家族全員で楽しく暮らしたい

保護者の意向 母親との生活では双方にストレスになるため、単身赴任中は施設での生活をお願いしたい。

市町村・学校・保育所・職場などの意見 集団生活では目立たず存在感があまりない。復帰が可能となれば十分な受け入れ態勢で臨む。

児童福祉審議会の意見 なし

照会の有無(有無)

児童福祉施設・里親などの意見 母親からの虐待により自己否定感が強い。人との信頼関係の構築が優先される

【援助方針】 本児の行動上の問題の改善及びトラウマからの回復を図り、また、虐待の発生や悪化に至った母親の心理状態の理解を促進する。父親の養育参加や母親への心理的共感の促進により母親の養育ストレスを軽減しつつ、子どもの年齢に応じた養育方法を習得できるよう援助し、その上で家族の再統合の可能性を検討する。

第○回 援助指針の作成及び評価 次期検討時期: 年 月

子ども本人

【長期目標】 盗みなどの問題性の改善及びトラウマからの回復

	援助上の課題	援助目標	援助内容・方法	評価(内容・期日)
【短期目標 (優先的 重点的課題) 】	被虐待体験やいじめられ体験により、人間に対する不信感や恐怖感が強い。	施設生活への適応を図り、人間に対する信頼感の獲得。虐待に由来する不信感や恐怖感の軽減。	安心感・安全感を持てる生活ができるよう、職員との目届くところでの生活と生活場面面接や週1回の個人心理療法を行う	施設生活には適応できはじめているものの、人に対する不信感はまだ強い。心理療法では、虐待体験の直面化に抵抗あり。  ×年 ×月 ×日
	自己イメージが低く、コミュニケーションがうまくとれず、対人ストレスが蓄積すると、行動上の問題を起す	対人コミュニケーション機能を高めるため、人に対して素直に自己主張できる機会を段階的に与える。対人関係で問題が発生した折を捉え、認知や感情などを認識できるようにする。	対人関係での問題発生時の生活場面面接。毎日の日記を活用した適切なコミュニケーションの援助。集団場面での自己表現のサポート。	最初は日記の内容も形式的・表面的だったが、最近は気持ちを表現するようになってきた。問題の発生時の振り返りは不十分。  ×年 ×月 ×日
	自分がどのような状況になると、行動上の問題が発生するのか、その力動について認識できていない	自分の行動上の問題の発生に至る認知や感情についての理解を深める。	施設内で行った行動上の問題の発生場面状況について本児とともに振り返る。	2回の行動上の問題の発生場面状況について検討したが、いくつか共通点は見つけたが、その力動については十分な理解には至っていない。  ×年 ×月 ×日
	野球などスポーツが好きであるが、現在は得意なスポーツ活動ができていない	スポーツ活動への参加	地域の少年野球チームに所属し、週末に野球をやる	他児に対して遠慮がちではあるが、楽しそうにプレーしている。意欲的に参加している。  ×年 ×月 ×日

家庭（養育者・家族）					
【長期目標】 母親が虐待に至った心理的経過を理解する。父親が母親への心理的サポーターとしての役割を自覚し、役割を果たす。母親と本児との関係性の改善を図ると共に、父親、母親との協働による養育機能の再生・強化を図る。					
	援助上の課題	援助目標	援助内容・方法	評価（内容・期日）	
【短期目標（優先的重点的課題）】	母親は、虐待は認めているものの、本児の態度を問題視しており、虐待の認識が不十分で、治療意欲が乏しい	自分がした行為は虐待行為であるという虐待への認識を促進し、治療意欲を高める。また、虐待に至った本児に対する認知や感情を理解する。	個人面接の実施（月2回程度）	×年×月×日 虐待であることと認識し、治療意欲が出てきている。	
	母親は、本児を嫌いではないが、本児との生活や行動上の問題がストレスになっており、対応として虐待をしてしまう。	抑制技術の獲得に結びつけるため、虐待の発生に至る心理的経過について理解する。	個人面接の実施（月2回程度）	×年×月×日 心理的経過の理解は深まってきたが、抑制技術の獲得についてはまだまだ不十分	
	思春期の子どもへの養育技術（ペアレンティング）が身に付いていない	本児に対する養育技術を獲得する	ペアレンティング教室への参加（隔週）	×年×月×日 すべての課程を終了していないが、前向きに取り組んでいる。	
×年×月×日					
地域（保育所・学校等）					
【長期目標】 定期的かつ必要に応じて支援できるネットワークの形成（学校、教育委員会、主任児童委員、訪問支援員、警察、民間団体、活動サークルなど）					
	援助上の課題	援助目標	援助内容・方法	評価（内容・期日）	
【短期目標】	近所とのつきあいもあまりなく、社会的に孤立感があり、地域からの支援を受けていない	チームによる定期的な訪問活動などを実施し、地域との関係を深める	ネットワーク会議を開催し、育児家庭訪問事業の活用により、支援活動を行う。	×年×月×日 保健師が何回か訪問し、料理サークルに結びつける。	
				年 月 日	
総 合					
【長期目標】 地域からのフォローアップが得られる体制のもとでの家族再統合もしくは家族機能の改善					
	援助上の課題	援助目標	援助内容・方法	評価（内容・期日）	
【短期目標】	本児は施設入所について納得しておらず、施設での不適応が懸念される	職員や他の子どもとの関係を構築し、施設生活へのスムーズな適応を図る	職員が本児の気持ちを受容しつつ、スポーツなど能力を発揮する場面を用意し、周囲から評価され仲間として受け入れられよう機会をつくる	×年×月×日 入所当初は「様子見」の状態であったが、次第に他の子どもも関係をもち始め、施設生活に適応し始めている。	
	本児が母親を嫌っているなど、本児と母親との関係が悪い。	段階的な交流方法を考え、本児と母親との関係性の回復や再構築を図る。	父親と本児との通信など、父親を介在させ、本児と母親との交流の契機を図る。その都度、母親に対する認知や感情を話し合う。	×年×月×日 父親の介在により、母子関係の調整は少しずつではあるが図られている。	
×年×月×日					
【特記事項】 母親との通信・面会については、現在のところ制限中					